

資料 1

大野郡 5 町 2 村合併協議会

第 1 4 回会議資料

日 時 : 平成 1 6 年 4 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

場 所 : 清川村中央公民館 大集会室

会 議 次 第

委嘱状交付

1. 開会あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 開催地村長あいさつ

4. 経過報告

5. 議事録署名人の指名について

() ()

6. 議事

報 告

報告第20号 専決処分の承認を求めることについて

報告第21号 大野郡5町2村合併協議会議会議員定数等検討小委員会の協議報告
について

協 議

< 新規協議 >

協議第49号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

「協定項目第7号」

協議第57号 使用料・手数料等の取扱い(その2)について 「協定項目第16-2号」

協議第58号 公共的団体等の取扱い(その2)について 「協定項目第17-2号」

協議第59号 補助金、交付金等の取扱い(その2)について 「協定項目第18-2号」

協議第60号 広報広聴事業の取扱い(その2)について 「協定項目第28-2号」

協議第61号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第35号」

協議第62号 農林水産事業の取扱い(その2)について 「協定項目第41-2号」

協議第63号 商工観光事業の取扱い(その2)について 「協定項目第42-2号」

協議第64号 勤労者・消費者事業の取扱いについて 「協定項目第43号」

協議第65号 建設事業の取扱い(その2)について 「協定項目第44-2号」

協議第66号 社会福祉協議会の取扱い(その2)について 「協定項目第49-2号」

提 案

協議第67号 建設事業の取扱い(その3)について 「協定項目第44-3号」

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

経過報告

期 日	行 事	摘 要
4月 8日(木)	第13回協議会	<p>報 告</p> <p>報告第19号 大野郡5町2村合併準備会設置について</p> <p>議 案</p> <p>議案第19号 大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について</p> <p>議案第20号 大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程の一部改正について</p> <p>協 議</p> <p>< 新規協議 ></p> <p>協議第50号 使用料・手数料等の取扱い(その1)について</p> <p>協議第51号 公共的団体等の取扱い(その1)について</p> <p>協議第52号 補助金、交付金等の取扱い(その1)について</p> <p>協議第53号 高齢者福祉事業の取扱いについて</p> <p>協議第54号 その他の福祉事業の取扱いについて</p> <p>協議第55号 農林水産事業の取扱い(その1)について</p> <p>協議第56号 学校教育事業の取扱い(その3)について</p> <p>提 案</p> <p>協議第49号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて</p> <p>協議第57号 使用料・手数料等の取扱い(その2)について</p> <p>協議第58号 公共的団体等の取扱い(その2)について</p> <p>協議第59号 補助金、交付金等の取扱い(その2)について</p> <p>協議第60号 広報広聴事業の取扱い(その2)について</p> <p>協議第61号 病院・診療所の取扱いについて</p> <p>協議第62号 農林水産事業の取扱い(その2)について</p> <p>協議第63号 商工観光事業の取扱い(その2)について</p> <p>協議第64号 勤労者・消費者事業の取扱いについて</p> <p>協議第65号 建設事業の取扱い(その2)について</p> <p>協議第66号 社会福祉協議会の取扱い(その2)について</p> <p>その他</p> <p>今後のスケジュールについて</p>

期 日	行 事	摘 要
4月 9日(金)	企画部会、まちづくりプロジェクトチーム 合同会議	新市建設計画(案)
4月12日(月)	企画部会、まちづくりプロジェクトチーム 合同会議	新市建設計画(案)
	財政担当者会議	財政推計
	合併準備会説明会	三重町
4月13日(火)	情報システム統合プロジェクトチーム会議	情報システム統合スケジュール、情報系システム統合方針
	合併準備会説明会	緒方町
4月14日(水)	合併準備会説明会	朝地町
4月15日(木)	第13回幹事会	報告 第20号 協議 第67号 協議 財政推計
	合併準備会説明会	大野町
4月16日(金)	臼杵市・野津町合併協議会打合せ	一部事務組合
	合併準備会説明会	千歳村
4月19日(月)	民生部会	新市建設計画(案)
	建設部会	新市建設計画(案)
	第22回 町村長連絡会	
	合併準備会説明会	犬飼町
4月20日(火)	総務部会	新市建設計画(案)
	産業部会	新市建設計画(案)
	情報システム統合プロジェクトチーム会議	データ移行、情報系システム
	合併準備会説明会	清川村
4月21日(水)	文教部会	新市建設計画(案)
	第2回 公立医療施設総合 検討専門委員会	公立おがた総合病院の経営推計
4月22日(木)	第14回協議会	

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

平成16年4月22日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

専決第 1 号

平成 1 5 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計
補正予算（第 2 号）について

平成 1 5 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

平成 1 5 年度大野郡 5 町 2 村合併協議会会計補正予算（第 2 号）

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正(第2号)

(歳出)

(単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	計	説明
報酬	1,350	0	1,350	委員
職員手当	1	246	247	県派遣職員時間外手当 246
報償費	100	100	0	講師謝礼等 100
旅費	1,319	30	1,349	普通旅費 30 研修旅費 費用弁償
需用費	4,944	370	5,314	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 370 修繕料
役務費	741	0	741	通信運搬費 振込手数料 協議会委員損害保険料 車検手数料 公用車任意保険料
委託料	8,238	200	8,038	電算システム統合調査委託料 条例統合委託料 ホームページ作成委託料 議事録作成委託料 200 建設計画素案作成委託料 プリンター保守点検料
使用料及び賃借料	4,302	100	4,202	事務室使用料 会議室使用料 パソコン等賃借料 デジタル印刷機賃借料 コピー機使用料 会場使用料 100
備品購入費	897	0	897	事務机 椅子 放送機材一式
負担金補助及び交付金	1,309	0	1,309	臨時職員 賃金 社会保険料 雇用保険料 労働保険料
公課費	18	0	18	自動車重量税
予備費	543	246	297	予備費
合計	23,762	0	23,762	

報告第 2 1 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会議会議員定数等検討 小委員会の協議報告について

大野郡 5 町 2 村合併協議会議会議員定数等検討小委員会の協議報告について、
別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

平成16年4月19日

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈 幸雄 様

大野郡5町2村合併協議会
議員定数等検討小委員会
委員長 伊藤 憲 義

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会の報告について

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 経過

議員の定数及び任期の取扱いに関する議員定数等検討小委員会は、大野郡5町2村合併協議会規約第11条第1項に基づき、平成15年12月25日に設置され、計6回の協議を行った。協議の主な内容は以下のとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条（市町村議会の議員の定数）に関すること及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「特例法」という。）第6条（議会の議員の定数に関する特例）並びに第7条（議会の議員の在任に関する特例）に関すること。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第15条（選挙区）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条（選挙区毎の定数）に関すること。
- (3) 大野郡5町2村の議員の状況及び合併先進市町村における取扱い並びに県内類似団体の議会議員の状況に関すること。

2 協議結果

- (1) 設置選挙における定数特例・在任特例の適用について

現在の社会情勢及び財政状況並びに合併の効果等を考慮し、特例法第6条（議会の議員の定数に関する特例）を適用し、27人（三重町）又は36人（清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町）とする。

ただし、同法第6条についての結論が見出せない以上、別の選択肢として、第7条（議会の議員の在任に関する特例）を適用する少数意見（大野町、千歳村）があったことを付す。

- (2) 選挙区の設置について

特例法第6条適用の場合、公選法第15条第6項の規定に基づき、旧町村毎に選挙区を設ける。

旧町村毎の定数は、公選法第15条第8項の規定を適用し、27人の場合は、（三重町11人、清川村2人、緒方町4人、朝地町2人、大野町3人、千歳村2人、犬飼町3人）とし、36人の場合は、（三重町12人、清川村3人、緒方町5人、朝地町4人、大野町5人、千歳村3人、犬飼町4人）とする。

尚、選挙区の設置については設置選挙の場合に限る。

- (3) 一般選挙の議員の定数について

設置選挙後初めて行われる一般選挙により選出される新市の議会の議員定数は、地方自治法第91条第2項第5号に定める上限数の26人とする。

〔参考資料〕

1 小委員会委員名簿

(委員長 緒方町 伊藤憲義議長 副委員長 清川村 衛藤康晴新市まちづくり委員長)

町村名	委員氏名					
	議会議長			新市まちづくり委員長		
三重町	生	野	照	雄	小	野
清川村	江	藤	秀	明	衛	藤
緒方町	伊	藤	憲	義	大	塚
朝地町	浅	野	益	美	森	憲
大野町	清	田	満	作	城	井
千歳村	高	野	健	治	宮	成
犬飼町	若	松	成	次	佐	藤

2 小委員会の開催状況

回数	開催日	開催時間	開催場所	出席状況	傍聴者数
第1回	平成16年1月9日	13:30~15:30	三重町	全員出席 (代理出席1名を含む)	0人
第2回	平成16年1月31日	13:00~15:00	〃	全員出席	3人
第3回	平成16年2月16日	9:30~11:30	〃	〃	3人
第4回	平成16年2月28日	9:30~11:30	〃	〃	5人
第5回	平成16年3月10日	18:30~23:10	〃	〃	5人
第6回	平成16年3月31日	13:30~15:50	〃	〃	11人

3 小委員会の概要報告

別紙のとおり

4 報告にかかる定数特例の根拠

三重町(案)

法定定数26人の四捨五入(人口割のみ)

町村名	人口割	平等割	計
三重町	11人	0人	11人
清川村	2人	0人	2人
緒方町	4人	0人	4人
朝地町	2人	0人	2人
大野町	3人	0人	3人
千歳村	2人	0人	2人
犬飼町	3人	0人	3人
合計	27人	0人	27人

三重町を除く6町村(案)

法定定数26人の切上げ+平等割各町村1人

町村名	人口割	平等割	計
三重町	11人	1人	12人
清川村	2人	1人	3人
緒方町	4人	1人	5人
朝地町	3人	1人	4人
大野町	4人	1人	5人
千歳村	2人	1人	3人
犬飼町	3人	1人	4人
合計	29人	7人	36人

〔根拠となるデータ〕

平成12年国勢調査人口

町村名	人口	構成比
三重町	18,241人	42.1%
清川村	2,521人	5.8%
緒方町	6,546人	15.1%
朝地町	3,431人	7.9%
大野町	5,533人	12.8%
千歳村	2,611人	6.0%
犬飼町	4,488人	10.3%
合計	43,371人	100.0%

計算式(法定定数26人×人口構成比)

町村名	四捨五入	切上げ
三重町	11人	11人
清川村	2人	2人
緒方町	4人	4人
朝地町	2人	3人
大野町	3人	4人
千歳村	2人	2人
犬飼町	3人	3人
合計	27人	29人

5 報告にかかる定数特例に関する主な意見

定数特例 27人（案）

合併はなぜするのかという基本的な考えを整理する必要がある。三重町が27人にこだわるのは、新市の財政状況が極めて厳しいものになると予想されるからで、住民の理解が得られるような結論が必要だと考える。

平等割を加えて試算すれば議員一人当たりの人口に関係町村間で大きな格差が生じることになる。また、小数点以下の端数についても切上げをすることで格差が生じる。このようなことから人口割のみの27人が最も民主的だと考える。

新市のまちづくりは議員だけが行うものではなく、住民が主体となって行うものである。住民の声を吸い上げるのは自治会やモニター等でそうしたものを生かして最終的に決定していくのが議会の役割である。

定数特例 36人（案）

合併当初は協議事項も多く関係町村の住民の意向が反映された議会運営が望ましい。そういう意味からも法定数の26人でなく周辺の町村に配慮した定数が望ましい。

新市発足後の4年間は基礎づくりの大切な時期であることから大野郡5町2村から議員を出す定数特例が望ましい。また、その人数については、最低でも1町村に3人は必要だと考える。

住民の不安を取り除くために急激な激変緩和的な措置として特例措置が設けられた意義を十分理解する必要がある。ただ単に人口比較だけでなく、対等合併の立場からいっても周辺地域の合併による影響を十分考慮した人口割プラス平等割の定数が望ましい。

在任特例（案）

定数特例の結論が見出せない以上、別の選択肢として短期間（6ヶ月～1年）の在任特例を適用し、その後一般選挙を施行すべきである。ただし、この間の議員報酬については、関係町村の低位の報酬に合わせるべきである。その理由については、合併当初は関係町村の隅々まで住民の意見を聞く必要があるためである。

小委員会の計6回の議論の中では、議員92人の議会が機能するのかという問題と議場設備費等の問題、さらに住民の理解が財政面から見た場合に得られるのかという問題で定数特例に議論が落ち着いた経緯があったことを付け加える。

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会協議概要報告書（第1回）

日 時 平成16年1月9日（金）13：30～15：30

場 所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

事務局より小委員会規定の説明の後、委員長、副委員長の選任（互選）を行った。
本小委員会の協議事項について経過を含めて具体的な説明を行った。
今後の検討事項について、スケジュールを含めて確認をした。

2 今回の確認事項

委員の互選により、委員長に伊藤憲義委員（緒方町）、副委員長に衛藤康晴委員（清川村）を選任した。

委員の代理出席については、各町村副議長、新市まちづくり委員会副委員長とした。

3回程度の小委員会で小委員会に付託された事項について結論を出すこととした。

議員報酬の試算については、類似団体の試算を次回準備することとした。

次回には、新市の議員定数の決定、特例措置の選択、新市議員報酬の考え方について、各町村の統一した意見を持寄ることとした。

次回（第2回）の開催日程は、1月27日（火）午後1時30分からとした。また、第3回目については、2月4日もしくは2月中旬とし、早期に結論を取りまとめるよう努力することとした。（その後、日程に変更があり、第2回目は1月31日となった。）

3 その他の事項

その他の事項として、各町村より議員定数、特例措置採用の可否、選挙区制採用の可否について意見交換があった。

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会協議概要報告書（第2回）

日 時 平成16年1月31日（土）13：00～15：00

場 所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

事務局より前回の委員会で求められた資料（必要経費の試算表）の説明を行った。

前回の小委員会で確認された項目に対する各町村の協議結果の報告を行った。

各町村から出された報告について意見交換を行った。

今後の検討事項について論点の整理を行い、持ち帰り協議とし次回の小委員会で方向性を見出すことを確認した。

次回のスケジュール調整を行った。

2 各町村から報告された協議結果

〔三重町〕

- ・議会 法定定数26人、選挙区制の採用
- ・まちづくり 法定定数26人（選挙区制の採用の可否については発言なし）

〔清川村〕

- ・議会 定数特例、選挙区制の採用（人数は各町村1名割当て、後は人口割採用）
- ・まちづくり 26人に近いところの定数特例、選挙区制

〔緒方町〕

- ・議会 26人プラス、選挙区制
- ・まちづくり 26人プラス、選挙区制

〔朝地町〕

- ・議会 法定定数26人を増やす定数特例採用。（清川に近い意見）人数については未定
- ・まちづくり 26人に近い定数で各町村1名上乘せ。26人については、人口割採用

〔大野町〕

- ・議会 人口割、平等割の採用が望ましい。(法定定数にプラスして1人～2人の上乗せ)
- ・まちづくり 26人～52人の定数特例。人口割と平等割採用。平等割については各町村1人～2人の配分が望ましい。

〔千歳村〕

- ・議会 26人から52人の定数特例、選挙区制採用であるが、52人に近い定数が多数意見。最低でも4人～5人はほしい。人数の折り合いがつかなければ在任特例も検討を。
- ・まちづくり 定数特例、選挙区制で40人前後が望ましい。

〔犬飼町〕

- ・議会 定数特例、選挙区制で26人プラス各町村1人か2人が望ましい。
- ・まちづくり 定数特例、選挙区制(人数については人口割27人、平等割各町村1名上乗せの34人)

3 第3回目に向けての論点整理

多数の意見としては、定数特例、選挙区制の採用、三重町の意見は法定定数26人の選挙区制定数について、人数によっては在任特例の可能性も残している。(千歳村)
定数については、なるべく多くという意見と定数プラス、プラスについては1人というところ1人ないし2人、最低でも4人～5人という意見であった。
定数の割り振りについては、人口割と平等割を採用してほしいという意見であった。
以上の論点で持ち帰り協議を行い、次回再度調整を行うこととなった。

4 次回までに各町村が行う協議のポイント

原則選挙、特例措置(在任特例、定数特例)選挙の最終決定
選挙区制の町村ごとの人数基準の決定
新市の議員報酬のあり方の意見集約
特例措置以降の新市の議員定数を何人にするかの決定

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会協議概要報告書(第3回)

日時 平成16年2月16日(月)9:30～11:30
場所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

前回の小委員会(第2回)で確認された項目に対する各町村の協議結果の報告を行った。
各町村から出された報告について意見交換を行った。
途中休憩を挟みながら、項目ごとに意見の整理を行い、大きく2つの案(定数特例34または36、いずれも選挙区制)にまとめ、各町村持ち帰り協議とし次回の小委員会で委員会としての最終決定を行うことを確認した。
次回のスケジュール調整を行った。

2 各町村から報告された協議結果

〔三重町〕

法定定数26人、選挙区制を採用すべき。報酬については、類似団体を参考にしながら報酬審議会等で決定していく。新市議員の条例定数については、26人。新市で条例定数の減員も考慮すべき。

〔清川村〕

定数特例で選挙区制。人口割については27人(四捨五入)もしくは29人(切り上げ)とし、平等割で各町村1人ずつ配分。議員報酬については、類団。新市議員の条例定数は26人がよい。

〔緒方町〕

定数特例で選挙区制。26人にプラス、については多いほうがいいという意見。議員報酬については同規模の自治体の報酬を参考にすべき。定数特例適用後の条例定数は26人。

〔朝地町〕

定数特例で選挙区制。各町村1人ずつを平等割で配分。26人を人口割で配分。切り上げ計算で計36人。議員報酬は類似の市を参考に報酬審議会等で決定していく。新市議員の条例定数は26人。

〔大野町〕

定数特例で選挙区制。定数については人口割、平等割を採用してほしい。具体的には26人プラス、プラスについては1人という意見が多い。報酬については類似の市を参考にすべき。

〔千歳村〕

前回と変更なし。最低でも4人～5人は必要。定数特例が折り合わなければ在任特例もありうる。報酬については、定数特例を採用した場合は、あまり上げないでほしい。

〔犬飼町〕

定数特例で選挙区制。定数については、法定定数26人を人口割、切り上げ計算として29人さらに、平等割として各町村1人ずつ加え最終的には36人。新市の報酬については、類似の市を参考に決定していく。

3 2を経て各町村からの出された主な意見

平等割を採用した場合、議員1人あたりの人口に格差が生じる。また、切り上げ計算の場合、端数に格差がある。

特例の意義を理解する必要がある。ただ単に人口比較でなく周辺地域の合併による影響も考慮すべき。

合併後に調整する項目が多いことから地域の声を反映できるよう議員が多いほうがよい。

新市のまちづくりは議員だけで行うものではなく住民が主体となって行うもの。住民の声を吸い上げるのは自治会や、区長会、モニター制度等もありそうした制度を生かして最終的に決定していくのが議会の役割ではないか。

新市の財政運営を考えたときに極めてきびしい状況が予測されており、住民感情の面からも法定定数26人が望ましいのではないか。

合併による特例が認められているのだからその制度を利用して新市の基礎づくりをしたらと考える。人口の格差もいわれているが対等合併の確認から小規模町村に配慮した定数が望ましい。

4 次回に向けてのまとめ

休憩を挟んで一定の方向性を次のように整理した。

番号	項目	協議結果
1	原則選挙、特例措置の選択	特例措置適用
2	原則選挙選択の場合の定数	
3	特例措置の選択（在任、定数）	定数特例採用
4	在任特例選択の場合の任期	
5	定数特例選択の場合の定数	三重町案34人 他町村案36人
6	選挙区制設置の有無	有
7	選挙区設置の場合の町村ごとの定数	三重町案（34） 三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 他町村案（36） 三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4
8	新市の議員報酬の調整方針	千歳村案 定数特例を適用するならあまり高くないようにすべき 決定方法は他町村と同様 他町村案 類似団体を参考に報酬審議会等で決定していく
9	新市議員の一般選挙にかかる条例定数	26人

上記の案を各町村持ち帰り協議を行い、次回の小委員会で最終決定していくことを確認した。

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会審議概要報告書(第4回)

日 時 平成16年2月28日(土) 9:30~11:30

場 所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

前回の小委員会(第3回)で集約された項目に対する各町村の協議結果の報告を行った。
各町村から出された報告について意見交換を行った。
途中休憩を挟みながら、議論を行い、方向性をまとめ協議の結果継続とした。
次回のスケジュール調整を行った。

2 各町村から報告された協議結果

〔三重町〕

前回34人という案を出したが持ち帰って特別委員会で議論した結果、あくまで人口割でいくべきではないかという結論になったので前回の34人という案については撤回させていただきたい。あくまで26人ないし27人ということをお願いしたい。

〔清川村〕

特別委員会で検討した結果、経費的には27人~29人の範囲がいいわけであるが各町村1人の平等割については必要であるとの結論である。

〔緒方町〕

2月18日に新まちづくり委員会を開いて論議をした結果、他の町村が36人ということであればそれに合わせたい。できればもう1人はほしいという意見もあった。

議会については、まちづくりとはニュアンスが違い、26人プラス については、反対はないがプラス については財政面や住民感情の面から極力抑えるべきであるという結論であった。

〔朝地町〕

26人の切り上げで29人、それに各町村1人ずつ平等割を配分して合計36という前回と同様の案である。

〔大野町〕

これまでの積み上げを尊重して、前回と同様の案である。具体的には、平等割プラス人口割で平等割については対等合併の面から各町村1人、人口割については法定定数26人に人口構成比を乗じて切り上げ、合計36という案が最善の方法であるとの考えである。

〔千歳村〕

前回と変更なし。基本的には対等合併であるし、千歳としては最低でも4人~5人は必要と言ったが議論の状況から経済効果等を考慮して36人で結論づけた。しかし、36人は最低の数字である。定数特例で人数が増える分は委員報酬等で考慮すべきだ。

〔犬飼町〕

前回と同様人口割プラス平等割で36人である。人口割については26人の切り上げ、平等割については各町村1人の配分である。財政的にも厳しい状況はあるが特例期間の4年間については、新市の基盤づくりの時期でもあり36人が望ましい。

3 各町村からの出された主な意見及び次回に向けてのまとめ

(別紙のとおり-第4回報告書附属資料)

継続協議となった委員会の具体的議論の内容については別紙のように整理した。その内容を各町村持ち帰り、協議を行い、次回の小委員会で最終決定していくよう最大限努力することを確認した。

第4回議員定数等検討小委員会協議概要報告書附属資料

	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	計
人口（国勢調査人口H12）	18,241	2,521	6,546	3,431	5,533	2,611	4,488	43,371
人口比率	0.4206	0.0581	0.1509	0.0791	0.1276	0.0602	0.1035	1.0000

原則選挙、特例措置の選択	特例措置		特例措置		特例措置		特例措置		特例措置		特例措置		特例措置		特例措置		特例措置							
特例措置選択（在任、定数）	定数特例		定数特例		定数特例		定数特例		定数特例		定数特例		定数特例		定数特例		定数特例							
定数特例の方針	人口割のみ		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割							
定数特例の定数	27人		36人		まちづくり 36人 議会26人に近いプラスの定数		36人		36人		36人		36人		36人		36人							
定数特例定数の根拠	人口割のみ		人口割+平等割		（まちづくり）人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割		人口割+平等割							
	人口割については26人の四捨五入		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		（まちづくり）人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人		人口割については26人の切り上げで29人、平等割については各町村1人で7人 合計36人							
町村ごとの定数 （緒方町についてはまちづくりの案によるもの）	基礎数	26			基礎数	26			基礎数	26			基礎数	26			基礎数	26			基礎数	26		
	町村名	人口割	平等割	計	町村名	人口割	平等割	計	町村名	人口割	平等割	計	町村名	人口割	平等割	計	町村名	人口割	平等割	計	町村名	人口割	平等割	計
	三重	11	0	11	三重	11	1	12	三重	11	1	12	三重	11	1	12	三重	11	1	12	三重	11	1	12
	清川	2	0	2	清川	2	1	3	清川	2	1	3	清川	2	1	3	清川	2	1	3	清川	2	1	3
	緒方	4	0	4	緒方	4	1	5	緒方	4	1	5	緒方	4	1	5	緒方	4	1	5	緒方	4	1	5
	朝地	2	0	2	朝地	3	1	4	朝地	3	1	4	朝地	3	1	4	朝地	3	1	4	朝地	3	1	4
	大野	3	0	3	大野	4	1	5	大野	4	1	5	大野	4	1	5	大野	4	1	5	大野	4	1	5
	千歳	2	0	2	千歳	2	1	3	千歳	2	1	3	千歳	2	1	3	千歳	2	1	3	千歳	2	1	3
	犬飼	3	0	3	犬飼	3	1	4	犬飼	3	1	4	犬飼	3	1	4	犬飼	3	1	4	犬飼	3	1	4
	計	27	0	27	計	29	7	36	計	29	7	36	計	29	7	36	計	29	7	36	計	29	7	36
議員報酬に関する考え方	類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等で合併までに調整していく。			類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等で合併までに調整していく。			類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等でできるだけ低水準に調整していく。			類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等で合併までに調整していく。			類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等でできるだけ低水準に調整していく。（三重町水準でもよい）			報酬については、類似団体を参考にするのはなく低く抑えたほうがよい。決定方法については他の町村と同様。			類似団体の報酬を参考にして報酬審議会等で合併までに調整していく。					
特例措置後の議員定数	26			26			26			26			26			26								
町村の特徴的な意見	前回案として出した34については撤回する。 対等合併であるからプラスが必要というのはおかしい。人口割のみでいくのが妥当である。 地域住民の皆さんには新市の財政がどうなるのが不安に思っている。議員数が多いから住民の声が反映できるのではない。 合併後の定数は法令で示されているのでできるだけ最少限に抑えることが正しい今日の会議の内容を報告し次回結論が出せるよう努力する。今日は継続審議としていただきたい。			特別委員会では、清川として基本的には27-29の線は変わらない。 しかし、小委員会の議論の中で平等割の1人の結論ができれば清川としては36でよい。 三重町の継続審議の提案に同意			緒方とすれば、もう1人多くほしいが三重町を除く他の町村が36であれば合わせたい。（まちづくり）議員数が急激に減ることに地域住民の不安が大きいのでは。対等合併ということも加味して合併後の特例の期間はプラスが必要では。議会は、まちづくりの意見とニュアンスが違うが26プラスについては、反対はない。プラスについては極力抑える。 三重町の継続審議の提案に同意			合併の意義を踏まえて定数特例の少ないところの26の切り上げ29をお願いしている。プラス1については、2人という町村に配慮したこととこれまでの経過から各町村歩み寄った議論の結果の数値だと考える。 三重町の継続審議の提案に同意			大野町は協議の積み上げを尊重して前回提示の状況で了解している。単純に人口割だけでなく平等割をプラスしていくことが対等合併の立場から今回は正しいと考える。 合併を進める以上合併の特例の意味を尊重してプラス1を検討していくことが大事ではないか。 三重町の継続審議の提案に同意			基本的には、対等合併であり、前回千歳としては4-5人が必要と言ったが歩み寄りの中で前回最終的に言った数（36）が最低であると考えている。 議員の人数が増えるのは議員報酬を考慮すればよい。 三重町の継続審議の提案に同意			財政的にも厳しい状況はあるが4年間は新市の基盤づくりであるから36人という数値がいいのでは。 三重町の継続審議の提案に同意					

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会協議概要報告書（第5回）

日 時 平成16年3月10日（水）18：30～23：10

場 所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

前回の小委員会（第4回）で集約された項目に対する各町村の新たな協議結果の報告を行った。各町村から出された報告についてまとめる方向で意見交換を行った。

途中3回の休憩を挟みながら、断続的に議論を行い、一定の方向性を出して協議の結果継続協議とした。

次回のスケジュール調整を行った。

2 第4回小委員会を受けて各町村から報告された協議結果の内容

三重町	定数特例、人口割のみで27（人口割については26の四捨五入で27）
	三重11、清川2、緒方4、朝地2、大野3、千歳2、犬飼3 計27
清川村	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
緒方町	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
朝地町	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
大野町	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
千歳村	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
犬飼町	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1名）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36

3 一定の方向性に至るまでの若干の経過

各町村とも議論に議論を重ねてその結果を持寄ったが合意点が見出せず議論が平行線をたどる。打開策としてこれまでにない新たな案は出せないか政治判断を含めて委員長から提案があった。新たな提案としては在任特例の提案があったが委員会としては定数特例、選挙区制を再確認した。定数の部分が平行線をたどったため、朝地町、大野町から小規模町村の3人枠を大切にすべきとの政治的な判断から36人から2人減の定数34人という新たな提案がされた。

その後両論併記で協議会に報告する提案がされたが、委員長の取りまとめにより、小委員会としては、朝地町、大野町から提案され34人を尊重して一本化を目指して各町村最大限努力していくということを確認して継続協議とした。

4 第5回小委員会で最終的に出された一定の方向性

- (1) 定数特例の適用
- (2) 選挙区制の採用
- (3) 定数の合計 34
- (4) 町村ごとの定数（三重町12、清川村3、緒方町5、朝地町3、大野町4、千歳村3、犬飼町4）

大野郡5町2村合併協議会議員定数等検討小委員会協議概要報告書（第6回）

日 時 平成16年3月31日（水）13：30～15：50

場 所 三重町大原総合体育館2階 第2研修室

1 協議概要

前回の小委員会（第5回）で集約された項目に対する各町村の協議結果の報告を行った。

各町村から出された報告について委員会としての今後の方向性について議論を行った。

途中2回の休憩を挟みながら、断続的に協議を行い、委員会としては最終的に全会一致の結論を見出せずこれまでの経過を付して協議会に報告することとなった。

報告案については、4月8日の協議会終了後委員全員に確認をいただき、4月19日の町村長連絡会に報告、4月22日の第14回合併協議会に報告の上前提案することとなった。

2 第5回小委員会を受けて各町村から報告された協議結果の内容

三重町	定数特例、人口割のみで27（人口割については26の四捨五入で27）
	三重11、清川2、緒方4、朝地2、大野3、千歳2、犬飼3 計27
清川村	定数特例、人口割+平等割で36（人口割については26の切り上げで29+各町村1人）
	三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36
緒方町	定数特例34
	三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 計34
朝地町	定数特例34
	三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 計34
大野町	定数特例34
	三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 計34
千歳村	定数特例34
	三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 計34
犬飼町	定数特例34
	三重12、清川3、緒方5、朝地3、大野4、千歳3、犬飼4 計34

3 委員会の方向を決定するまでの若干の経過

各町村とも議論に議論を重ねてその結果を持寄ったが最終的な合意点が見出せず、議論が平行線をたどる。大野町、朝地町からは、第5回的小委員会で作案された34の案については、合意に至らない以上、36の案に戻して協議をするべきであるとの意思表示が朝地町、千歳村、大野町よりあった。三重町もこのことについての異論はなかった。この結果、局面は次のとおりとなった。

三重町	27人（人口割のみ、人口割については26の四捨五入で27） （三重11、清川2、緒方4、朝地2、大野3、千歳2、犬飼3 計27）
他の6町村	36人（人口割+平等割で36、人口割については26の切り上げで29+各町村1名） （三重12、清川3、緒方5、朝地4、大野5、千歳3、犬飼4 計36）

定数特例については、結論が見出せない以上、一旦切りをつけ、別の選択肢として在任特例も視野に入れて協議をすべきだとの意見も出された。

議論の上、このまま継続して小委員会を開催しても全会一致の合意点を見出せる状況にはなく委員会としては今回で終結とし、これまでの議論の状況を盛り込んで協議会に報告することとなった。従って、定数特例の人数の部分で結論を見出せない報告ということになった。

4 報告の内容

- (1) 定数特例、選挙区制採用 27または36
- (2) 在任特例の意見を付す
- (3) 定数27、36の根拠となる意見の概要
- (4) 特例措置経過後の新市の議員定数 26

5 報告のスケジュール

4月8日（木）第13回協議会終了後報告内容の委員全員による確認

4月19日（月）町村長連絡会へ報告

4月22日（木）第14回協議会へ報告 前提案

議会議員の定数及び任期に関する関係法令一覧

地方自治法

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口二千未満の町村 十二人

二 人口二千以上五千未満の町村 十四人

三 人口五千以上一万未満の町村 十八人

四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人

五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人

六 人口五万以上十万未満の市 三十人

七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人

八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人

九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人

十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人

十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）

3～6 略

7 第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の定数に関する特例）

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議

員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 略

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

1～5 略

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

地方自治法施行令

（人口に比例しない議員の定数）

第九条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

大野郡5町2村合併協議会

項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							備 考
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
議員の定数 ()は現員数	18人(18)	10人(10)	14人(14)	12人(12)	14人(13)	12人(12)	12人(12)	計92人(91人)
議員の任期	15年2月22日から 19年2月21日まで	16年 1月 1日から 19年12月31日まで	16年 1月 1日から 19年12月31日まで	15年12月20日から 19年12月19日まで	14年 8月10日から 18年 8月 9日まで	15年 5月 1日から 19年 4月30日まで	16年 3月28日から 20年 3月27日まで	清川村議員定数(15年12月21日執行選挙より定数10人) 緒方町議員選挙(15年12月21日執行選挙より定数14人) 犬飼町議員定数(16年 3月21日執行選挙より定数12人)

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議を定める期間
3 定 数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない 5 人口 5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 (地方自治法第91条第2項) この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 2倍を超えない範囲 $26人 \times 2 = 52人$ 以内 この特例による定数は、解散、総辞職によって議員が全ていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。	地方自治法第91条第2項の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は91条第2項の規定にいたるまで減少する。 大野郡5町2村議員数(現況 定数92人、現員数91人)
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

協 定 項 目	議 員 の 定 数 及 び 任 期 の 取 扱 い に つ い て		
調整の具体的内容	<u>専門部会案(平成15年4月14日調整)</u> 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。	<u>協議会確認(平成15年12月25日)</u> 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。	<u>小委員会報告(平成16年4月19日)</u> 別添報告書のとおり
	<u>幹事会案(平成15年4月17日調整)</u> 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。		

協議事項に係る参考資料

協定項目第6-2号

大野郡5町2村合併協議会

【先進事例】

さぬき市（H14.4.1）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として存在する。

あさぎり町（H15.4.1）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として存在する。

南アルプス市（H15.4.1）

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として存在する。

東かがわ市（H15.4.1）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新市の議会議員として存在する。

西予市(さいよ)(H16.3.31合併)

新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、31人とする。
新市においては、合併前のすべての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。31人の根拠は、法定定数26人+5人(旧町各1名)

明浜町の区域	4人
宇和町の区域	10人
野村町の区域	7人
城川町の区域	4人
三瓶町の区域	6人

参考		(人)	
明浜町の人口	4,678	$26 \times 4,678 / 47,217 + 1 = 3.58$	(4)
宇和町の人口	17,550	$26 \times 17,550 / 47,217 + 1 = 10.66$	(10)
野村町の人口	11,093	$26 \times 11,093 / 47,217 + 1 = 7.11$	(7)
城川町の人口	4,835	$26 \times 4,835 / 47,217 + 1 = 3.66$	(4)
三瓶町の人口	9,061	$26 \times 9,061 / 47,217 + 1 = 5.99$	(6)
計	47,217		

大分県下の状況については別紙のとおり

【議員報酬財政効果試算表】

単位：千円

区分	定数	適用期間	適用報酬根拠	在任特例後の定数	適用期間	適用報酬根拠	試算結果
現行	92人	4年間	各町村の報酬額				1,560,600
定数特例	27人	4年間	三重町の報酬額				499,038
			千歳村の報酬額				381,002
			竹田市の報酬額				641,494
定数特例	36人	4年間	三重町の報酬額				664,145
			千歳村の報酬額				506,913
			竹田市の報酬額				853,530
在任特例	92人	6ヶ月	三重町の報酬額	26人	3年6ヶ月	竹田市の報酬額	750,727
			千歳村の報酬額			700,365	
在任特例	92人	1年	三重町の報酬額	26人	3年	竹田市の報酬額	886,320
			千歳村の報酬額			786,040	

根拠報酬額

職名/町村名	三重町	千歳村	竹田市
議長	312,000	244,000	402,000
副議長	274,000	209,000	362,000
議員	264,000	201,000	340,000

〔補足説明事項〕

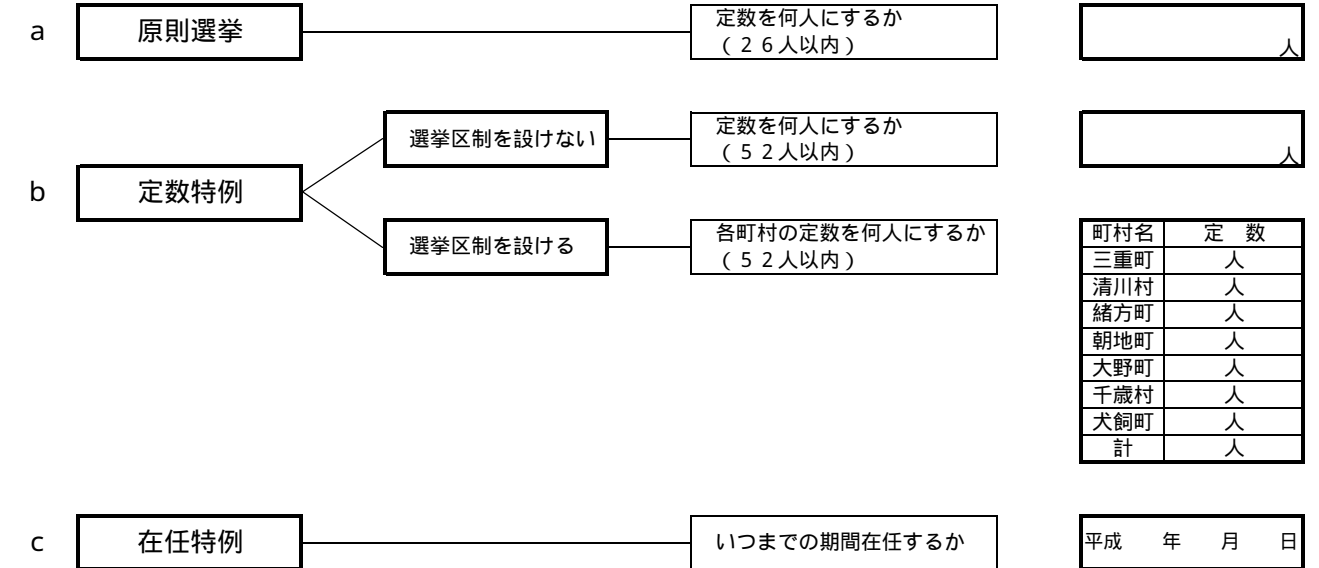
- 財政効果の試算については、4年間でベース積算し合計額を記載している。
- パターンについては、定数特例27人又は36人の場合(いずれも4年間)と在任特例92人の6ヶ月(残り3年6ヶ月は26人)と1年(残りの3年は26人)の場合で試算している。
- 報酬額については、小委員会の議論の経過から三重町、千歳村、竹田市の例で試算している。財政効果の大きいケースから番を付している。

議員定数等検討小委員会報告に盛り込まれた内容

- 設置選挙における定数特例・在任特例の適用について
特例法第6条(議会の議員の定数に関する特例)を適用し、27人又は36人とする。
ただし、同法第6条についての結論が見出せない以上、別の選択肢として第7条(議会の議員の在任に関する特例)を適用する少数意見があったことを付す。
- 選挙区の設置について
特例法第6条適用の場合、公選法第15条第6項に基づき、旧町村毎に選挙区を設ける。
町村毎の定数は、公選法第8項の規定を適用し、27人の場合は(三重町11人、清川村2人、緒方町4人、朝地町2人、大野町3人、千歳村2人、犬飼町3人)とし、36人の場合は、三重町12人、清川村3人、緒方町5人、朝地町4人、大野町5人、千歳村3人、犬飼町4人)とする。尚、選挙区の設置については、設置選挙の場合に限る。
- 一般選挙の議員の定数について
設置選挙後初めて行われる一般選挙により選出される新市の議会の議員定数は、自治法第91条第2項第5号に定める上限数の26人とする。

議員の定数及び任期の取り扱いにかかる協議フロー

特例措置の選択



町村名	定数
三重町	人
清川村	人
緒方町	人
朝地町	人
大野町	人
千歳村	人
犬飼町	人
計	人

新市の議員定数の決定

合併特例法による特例措置(定数特例・在任特例)を選択しても、その後に行われる一般選挙(新市議会議員選挙)の定数(26名以内)を定めておかなければなりません。
なお、特例措置を選択せず、原則選挙を行う場合は、その定数が新市の議員定数となります。

新市議会議員の定数を何人にするか

人

協議事項に係る参考資料

協定項目第6-2号

大野郡5町2村合併協議会

県内の議会議員の定数及び任期の取扱い状況

協議会等名称	構成市町村	国勢調査人口 (平成12年)	合併前の 議員定数	合併後の 法定定数	合併の期日	特例措置	議会議員の定数及び任期の取扱いについて
西高地域1市2町合併協議会	豊後高田市、真玉町、香々地町	26,206人	42人	26人	H17.3.31	在任特例	合併後、平成19年2月28日まで。 在任特例適用後の定数は22人。
東国東地域町村合併協議会	国見町、姫島村、国東町、武蔵町、安岐町	38,186人	64人	26人	合併特例法 の期限内		未提案
杵築市・日出町・山香町・大田村合併協議会	杵築市、日出町、山香町、大田村	59,505人	68人	30人	H17.3 継続審議		協議会において協議することを提案し、現在継続協議中。
大分市・佐賀関町・野津原町合併協議会	大分市、佐賀関町、野津原町	449,330人	76人	46人	H17.1.1	定数特例	大分市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間について、佐賀関町・野津原町を区域とする選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
挾間・庄内・湯布院合併協議会	挾間町、庄内町、湯布院町	35,248人	47人	26人	H17.3	なし	法定数の上限(26人)での設置選挙。 (選挙区については継続協議中)
臼杵市・野津町合併協議会	臼杵市、野津町	45,486人	38人	26人	H17.1.1	在任特例	合併後、平成18年4月26日まで。 在任特例後の定数は26人。初回のみ選挙区を設定。
佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町 直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	84,449人	118人	30人	H17.3.3	定数特例	佐伯市(22)、上浦町(2)、弥生町(4)、本匠村(2)、宇目町(2) 直川村(2)、鶴見町(3)、米水津村(2)、蒲江町(5) 計44人
大野郡5町2村合併協議会	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町 千歳村、犬飼町	43,371人	94人	26人	H17.3.31		
竹田直入地域市町合併協議会	竹田市、荻町、久住町、直入町	28,689人	55人	26人	H17.3.31	定数特例	竹田市(15)、荻町(4)、久住町(5)、直入町(4) 計28人 定数特例後の定数は24人。
玖珠郡合併協議会	玖珠町、九重町	30,554人	36人	26人	未協議		
日田市郡合併協議会	日田市、前津江村、中津江村、上津江村 大山町、天瀬町	77,369人	79人	30人	H17.3.22		小委員会に付託し、現在継続協議中。
中津市・下毛郡合併協議会	中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町 山国町	85,617人	78人	30人	H17.3.1		議員部会で協議中。
宇佐両院地域市町合併協議会	宇佐市、安心院町、院内町	62,349人	56人	30人	H17.3.31	在任特例	合併の日から2年間。 在任特例適用後の定数は30人。初回のみ選挙区を設定。

合併前の議員定数の数値は、平成15年12月21日現在の人数である。

大野郡5町2村合併協議会の日程について

大野郡5町2村合併協議会開催一覧表

	開 催 日 時	開 催 場 所
第1回	平成15年 3月 8日(土) 午前9時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第2回	平成15年 3月26日(水) 午後2時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第3回	平成15年 4月24日(木) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 研修室
第4回	平成15年 5月26日(月) 午後5時00分	三重町大原総合体育館 研修室
第5回	平成15年 7月 4日(金) 午前9時00分	三重町大原総合体育館 研修室
	平成15年12月 9日(火) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 サブアリーナ
第6回	平成15年12月25日(木) 午後1時30分	三重町大原総合体育館 研修室
第7回	平成16年 1月15日(木) 午後1時30分	清川村中央公民館 大集会室
第8回	平成16年 1月29日(木) 午後1時30分	緒方町中央公民館 ホール
第9回	平成16年 2月12日(木) 午後1時30分	朝地町公民館 ホール
第10回	平成16年 2月26日(木) 午後1時30分	大野町中央公民館 大集会室
第11回	平成16年 3月11日(木) 午後1時30分	千歳村中央公民館 ホール
第12回	平成16年 3月25日(木) 午後1時30分	犬飼町中央公民館 大集会室
第13回	平成16年 4月 8日(木) 午後1時30分	三重町中央公民館 2階 体育室
第14回	平成16年 4月22日(木) 午後1時30分	清川村中央公民館 大集会室
第15回	平成16年 5月13日(木) 午後1時30分	緒方町中央公民館 ホール
第16回	平成16年 5月27日(木) 午後1時30分	朝地町公民館 ホール

協定項目を協議会にかけるスケジュール（変更9回目）

平成16年4月12日作成

	小項目数	統括部会	提 案	協議確認	
1 合併の方式	1	企画	15.3.26	15.4.24	決
2 合併の期日	1	企画	15.3.26	15.4.24	決
3 新市の名称	1	企画	15.3.26	15.4.24	決
4 新市事務所の位置	1	企画	15.3.26	15.12.25	決
6 議員の定数及び任期の取扱い	1	総務	15.4.24	15.12.25	決
8 地方税の取扱い	47	総務	15.12.9	15.12.25	決
9 一般職の職員の身分の取扱い	3	総務	15.12.9	15.12.25	決
20 慣行の取扱い	7	企画	15.4.24	15.12.25	決
22 男女共同参画の取扱い	3	企画	15.5.26	15.12.25	決

以上協議済

5 財産の取扱い	5	総務	15.12.25	16.2.26	決
12 特別職の身分の取扱い	5	総務	15.12.25	16.1.15	決
13 条例・規則の取扱い	1	総務	15.12.25	16.1.15	決
14 事務組織及び機構の取扱い	2	総務	15.12.25	16.1.15	決
15 一部事務組合の取扱い	12 / 2	総務	15.12.25	16.1.15	決
19 町名・字名の取扱い	1	企画	15.12.25	16.1.15	決
24 国民健康保険事業の取扱い	9	民生	15.12.25	16.1.29	決
25 介護保険事業の取扱い	7	民生	15.12.25	16.1.15	決
30 衛生事業の取扱い	8	民生	15.12.25	16.1.15	決
40 環境対策事業の取扱い	2	民生	15.12.25	16.1.15	決
46 学校教育事業の取扱い	43 / 3	文教	15.12.25	16.1.15	決
49 社会福祉協議会の取扱い	7 / 3	民生	15.12.25	16.1.15	決

以上 15.12.25 提案 16.1.15 結論

21 行政区の取扱い	1	企画	16.1.15	16.1.29	決
46 学校教育事業の取扱い	43 / 3	文教	16.1.15	16.1.29	決
48 社会教育事業の取扱い	22 / 2	文教	16.1.15	16.1.29	決
3 新市の名称		企画	16.1.15	16.1.15	決

以上 16.1.15 提案 16.1.29 結論

28 広報・広聴事業の取扱い	15 / 2	企画	16.2.12	16.2.26	決
31 障害者福祉事業の取扱い	17	民生	16.2.12	16.2.26	決
39 健康づくり事業の取扱い	11	民生	16.2.12	16.2.26	決
45 上下水道事業の取扱い	4	建設	16.2.12	16.2.26	決

以上 16.2.12 提案 16.2.26 結論

23 電算システムの取扱い	2	総務	16.2.26	16.3.11	決
26 消防防災事業の取扱い	9	総務	16.2.26	16.3.11	決
29 交通対策事業の取扱い	1	総務	16.2.26	16.3.11	決
44 建設事業の取扱い	37	建設	16.2.26	16.3.11	決
45 上下水道事業の取扱い	4	建設	16.2.26	16.3.11	決
50 地籍事業の取扱い	1	建設	16.2.26	16.3.11	決
51 定住促進事業の取扱い	10	企画	16.2.26	16.3.11	決
52 その他の事業の取扱い	24 / 2	企画	16.2.26	16.3.11	決

以上 16.2.26 提案 16.3.11 結論

27	交流事業の取扱い	3	企画	16.3.11	16.3.25	決
33	児童福祉事業の取扱い	6	民生	16.3.11	16.3.25	決
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	2	民生	16.3.11	16.3.25	決
36	保育事業の取扱い	2	民生	16.3.11	16.3.25	決
37	生活保護事業の取扱い	1	民生	16.3.11	16.3.25	決
42	商工観光事業の取扱い	20	産業	16.3.11	16.3.25	決
47	文化振興事業の取扱い	4	文教	16.3.11	16.3.25	決
48	社会教育事業の取扱い	22	文教	16.3.11	16.3.25	決
52	その他の事業の取扱い	24 / 2	企画	16.3.11	16.3.25	決

以上 16.3.11 提案 16.3.25 結論

16	使用料・手数料の取扱い	212	総務	16.3.25	16.4.8	決
17	公共的団体等の取扱い	138	総務	16.3.25	16.4.8	決
18	補助金、交付金等の取扱い	747	総務	16.3.25	16.4.8	決
32	高齢者福祉事業の取扱い	9	民生	16.3.25	16.4.8	決
38	その他の福祉事業の取扱い	17	民生	16.3.25	16.4.8	決
41	農林水産事業の取扱い	50 / 3	産業	16.3.25	16.4.8	決
46	学校教育事業の取扱い	43 / 3	文教	16.3.25	16.4.8	決

確認案件 53

以上 16.3.25 提案 16.4.8 結論

7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1	産業	16.4.8		
16	使用料・手数料の取扱い	212	総務	16.4.8		
17	公共的団体等の取扱い	138	総務	16.4.8		
18	補助金、交付金等の取扱い	747	総務	16.4.8		
28	広報・広聴事業の取扱い	15 / 2	企画	16.4.8		
35	病院・診療所の取扱い	5	民生	16.4.8		
41	農林水産事業の取扱い	50 / 3	産業	16.4.8		
42	商工観光事業の取扱い	20	産業	16.4.8		
43	勤労者・消費者事業の取扱い	6	産業	16.4.8		
44	建設事業の取扱い	37	建設	16.4.8		
49	社会福祉協議会の取扱い	7 / 2	民生	16.4.8		

提案案件 64

以上 16.4.8 提案 16.4.22 結論

6	議員の定数及び任期の取扱い	1	総務			
44	建設事業の取扱い	37	建設			

以上 16.4.22 提案 16.5.13 結論

15	一部事務組合の取扱い	12 / 2	総務			
----	------------	--------	----	--	--	--

以上 16.5.13 提案 16.5.27 結論

11	新市将来構想の策定及び新市建設計画	1	企画			
----	-------------------	---	----	--	--	--

以上 16.5.13 提案 16.6.24 結論

3	新市の名称		企画			
10	地域審議会の取扱い	1	企画			

「19-2 町名・字名の取扱いについて」における住居表記の統一について

以上 16.5.27 提案 16.6.24 結論

提案数 52 項目 71 案件

協議会での協議状況

	協定番号	協定項目	提案日	確認日	協議結果	協定項目の数	案件数
確認された協定項目	1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
	2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
	3	新市の名称(その1)	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
		新市の名称(その2)	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
	4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12.25	場所は三重町(広報第6号に掲載)	4	5
	5	財産の取扱い	15.12.25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
	6	議員の定数及び任期の取扱い(その1)	15. 4. 24	15.12.25	小委員会を設置	6	7
	8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12.25	広報第6号に掲載	7	8
	9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12.25	広報第6号に掲載	8	9
	12	特別職の身分の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	9	10
	13	条例・規則等の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
	14	事務組織及び機構の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
	15	一部事務組合等の取扱い(その1)	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
	16	使用料・手数料等の取扱い(その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	13	14
	17	公共的団体等の取扱い(その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	14	15
	18	補助金、交付金等の取扱い(その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	15	16
	19	町名・字名の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	16	17
	20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12.25	広報第6号に掲載	17	18
	21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	18	19
	22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12.25	広報第6号に掲載	19	20
	23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	20	21
	24	国民健康保険事業の取扱い	15.12.25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	21	22
	25	介護保険事業の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	22	23
	26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	23	24
	27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	24	25
	28	広報・広聴事業の取扱い(その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	25	26
	29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	26	27
	30	衛生事業の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	27	28
	31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	28	29
	32	高齢者福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	29	30
	33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	30	31
	34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	31	32
	36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	33
	37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	33	34
	38	その他の福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	34	35
	39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	35	36
	40	環境対策事業の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	36	37
	41	農林水産事業の取扱い(その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	37	38
	42	商工観光事業の取扱い(その1)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	38	39
	44	建設事業の取扱い(その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	39	40
	45	上下水道事業の取扱い(その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	40	41
		上下水道事業の取扱い(その2)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		42
	46	学校教育事業の取扱い(その1)	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	41	43
		学校教育事業の取扱い(その2)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		44
		学校教育事業の取扱い(その3)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載		45
	47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	42	46
	48	社会教育事業の取扱い(その1)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	43	47
		社会教育事業の取扱い(その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		48
	49	社会福祉協議会の取扱い(その1)	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	44	49
	50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	45	50
	51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	46	51
	52	その他の事業の取扱い(その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	47	52
その他の事業の取扱い(その2)		16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	53		

	協定番号	協定項目	内 容 等		協定項目の数	案件数
で小 検 討 員 中 会	3	新市の名称(その3)	新市の名称を募集中。(3月31日まで)	5/27 提案		54
	6	議員の定数及び任期の取扱い(その2)	議員定数等検討小委員会で協議中	4/22 報告		55

	協定番号	協定項目	提案済み	提 案 予 定		協定項目の数	案件数
今 後 提 案 さ れ る 協 定 項 目	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	4/8			48	56
	10	地域審議会の取扱い			5/27	49	57
	11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の策定			5/13	50	58
	15	一部事務組合等の取扱い(その2)			5/13		59
	16	使用料・手数料等の取扱い(その2)	4/8				60
	17	公共的団体等の取扱い(その2)	4/8				61
	18	補助金、交付金等の取扱い(その2)	4/8				62
	19	町名・字名の取扱い(住居表記の統一)			5/27		63
	28	広報・広聴事業の取扱い(その2)	4/8				64
	35	病院・診療所の取扱い	4/8			51	65
	41	農林水産事業の取扱い(その2)	4/8				66
	42	商工観光事業の取扱い(その2)	4/8				67
	43	勤労者・消費者事業の取扱い	4/8			52	68
	44	建設事業の取扱い(その2)	4/8				69
		建設事業の取扱い(その3)		4/22			70
49	社会福祉協議会の取扱い(その2)	4/8				71	

平成16年4月 日程表

平成16年4月20日 現在

(注意)開催場所の明記ない会議は予定です。

大野郡5町2村合併協議会

日	曜日	時間	会議名	場 所					備考
				研修 2	研修 3	サブ ア	応 接 室	そ の 他	
1	木	13:30~	第12回幹事会						
2	金								
3	土								
4	日								
5	月	13:30~ 13:30~	第21回町村長連絡会 企画専門&まちづくり合同						
6	火	9:00~ 13:30~	作業部会(文教・文化財) 第12回情報プロジェクト						
7	水								
8	木	13:30~	第13回協議会						三重町中央公民館体育室
9	金	13:30~	企画専門&まちづくり合同						
10	土								
11	日								
12	月	13:30~ 13:30~	財政担当者会議 企画専門&まちづくり合同						合併準備会説明会(三重町)
13	火	13:30~	第13回情報プロジェクト						合併準備会説明会(緒方町)
14	水								合併準備会説明会(朝地町)
15	木	13:30~	第13回幹事会						合併準備会説明会(大野町)
16	金	10:00~	臼杵・野津合併協打合せ						合併準備会説明会(千歳村)
17	土								
18	日								
19	月	9:00~ 9:30~ 13:30~	専門部会(民生) 専門部会(建設) 第22回町村長連絡会						合併準備会説明会(犬飼町)
20	火	9:00~ 13:30~ 13:30~	専門部会(総務) 情報システムプロジェクト 専門部会(産業)						合併準備会説明会(清川村)
21	水	9:00~ 15:00~	専門部会(文教) 公立医療施設専門委員会						
22	木	13:30~	第14回協議会						清川村中央公民館大集会室
23	金	13:30~	企画専門&まちづくり合同						
24	土								
25	日								
26	月								
27	火	13:30~ 13:30~	情報システムプロジェクト 企画専門&まちづくり合同						
28	水	13:30~	第4回新市名称選定小委員会						
29	木								
30	金	13:30~	第14回幹事会						

大野郡 5 町 2 村合併協議会委員名簿

役職名	職 名	氏 名	備 考
会 長	三重町長	芦 刈 幸 雄	
副会長	緒方町長	山 中 博	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	
監 事	清川村長	森 健 一	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
委 員	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大 野 晃 達	
	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
	大分県大野地方振興局長	林 満 男	